

フラット35地域連携型 利用申請（住民票異動前に申請）

必要な書類

- ①利用申請書
 - ②子育てファミリー移住定住促進事業申請書（案）（日付記入不要、捺印不要）
 - ③フラット35申し込み書類
 - ④工事請負契約書（注文住宅の場合）又は不動産売買契約書（建売住宅、新築マンションの場合）
 - ⑤案内図（入居予定の場所がわかるもの）
 - ⑥配置図（住宅メーカー等から提供されている書類）
 - ⑦平面図（住宅メーカー等から提供されている書類）
 - ⑧住民票 転入・転居前のもの（世帯全員分、続柄が記載されたもの）
 - ⑨市税に未納がないことの証明書類（次のいずれかで3ヵ月以内に発行されたもの）
 - ア 市内での転居の場合：入居者全員分の完納証明書。被扶養者は証明に替えて健康保険証の写し（表裏）
 - ◀ 藤枝市役所 西館2階 納税課にて1通300円で発行 ▶
 - イ 市外から転入の場合：入居者全員分の最新の市県民税納税証明書。被扶養者は証明に替えて健康保険証の写し（表裏）
 - ◀ 藤枝市に転入する前の自治体(納付先の自治体)の証明が必要です。発行方法は各自治体にお問合せください ▶
- ※市県民税は、1月1日時点で住民票のあった自治体に翌年度の納付を行うものです。住所異動の時期によっては証明を請求する自治体上記と異なる場合があります。

妊娠中の方がいる世帯だけ必要な書類

- ・母子手帳の写し（表紙、手帳の中のご両親の氏名を記入するページ の2か所をコピーしてください）

建売住宅、新築マンションに入居した世帯だけ必要な書類

- ・建築基準法に定められた、建物の検査済証の写し（お手元がない場合住宅メーカー、マンション管理人等にお問合せください）

市内の賃貸住宅から転居した世帯のみ必要な書類

- ・賃貸住宅契約書の写し

※郵送不可（遠方の方は空き家対策室までお問い合わせください）

※住宅メーカー等の方が代理で提出される場合は委任状を添付してください



利用対象証明書を交付

ローンの契約（金銭消費貸借契約）までに、利用対象証明書を金融機関に提出してください



利率引き下げ